

令和3年4月19日

建設工事請負契約に係る前払金の使途拡大について

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただき、誠にありがとうございます。

県では、建設工事請負契約に係る前払金の使途について、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払い出されたものについて、その使途を拡大しておりましたが、令和3年4月1日以降についても、下記のとおり、建設工事請負契約に係る前払金の使途を拡大することとしましたので、お知らせします。

記

前払金の使途について、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払い出されたものについては、これまでの範囲に加え、払い出された前払金額の100分の25以内の額を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができることとしておりましたが、令和3年4月1日以降新たに請負契約を締結する建設工事についても、令和4年3月31日までの間に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払い出されたものについて、払い出された前払金額の100分の25以内の額を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができます。

(令和3年4月19日以後の契約案件に適用しますが、令和3年4月1日から令和3年4月18日までに既に請負契約を締結した工事についても、発注者と受注者間で協議の上、変更契約を行った場合には、適用することが可能となります。)